

下水道事業に係る地方財政措置の概要等

令和7年9月

総務省自治財政局準公営企業室

下水道事業に係る経営基盤の強化のための財政措置のあり方

(下水道事業に係る検討の視点) ※第7回研究会提示論点

今後、下水道事業のさらなる経営基盤の強化に向けてどのような財政措置が考えられるか。

1. 老朽化対策、ダウンサイジングなど全体最適に向けた財政措置のあり方の検討 ※第7回研究会提示論点

- 下水道事業について、R8概成を迎えることも踏まえて、今後においては、災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進する観点から、財政措置のあり方を考える必要があるか。
- ダウンサイジングを始め経営広域化等を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。

2. R8概成及び公営企業会計適用の進捗等を踏まえた財政措置のあり方の検討 ※第7回研究会提示論点

- 下水道事業について公営企業会計の適用が進んだことも踏まえて、経営基盤の強化の観点から、使用料で負担すべき部分と公費で負担すべき部分について明確にし、引き続き、適切な原価計算に基づく使用料水準の適正化を図ることが必要か。
- その際、下水道事業における公費負担のあり方（分流式下水道等に要する経費、高資本費対策に要する経費などの地方財政措置）についても、あわせて検討していく必要があるか。

(本日で議論いただきたい主な事項)

- 公営企業会計適用の進捗により、各企業における経営状況等を適切に比較や分析することが可能となったが、現行の地方財政措置についても、企業会計に基づき現状の分析・検証等を通じて経営基盤の強化に向けた方策が検討できないか。
- 具体的には、企業会計の進捗を踏まえて、以下の点について現状の検証等を行うこととしてはどうか。

【下水道事業の老朽化対策等】

- ・ 老朽化対策に係る将来への積み立ての状況等
- ・ 浄化槽転換を始めとしたダウンサイジングに係る財政負担の状況等

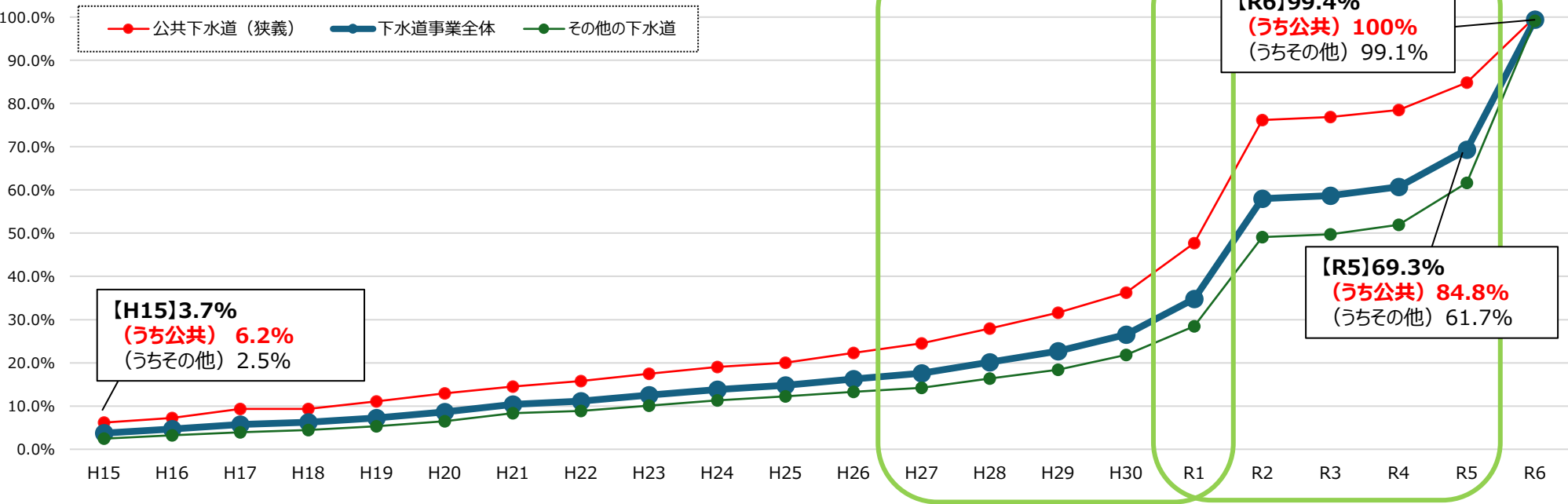
【地方財政措置を巡る現状等】

- ・ 合流式、分流式下水道に係る事業実施状況、公費負担の割合及び使用料水準の比較等
- ・ 分流式下水道に係る繰出状況、汚水処理単価、普通交付税措置の状況等
- ・ 高資本費対策「30年要件」に係る収支モデルの検証
- ・ 雨水資本費・汚水資本費の割合の状況等

下水道事業の会計適用の状況

- 企業会計の適用について、R5決算統計時点で、事業数ベースで全体で69.3%、このうち公共下水道で84.8%、その他事業で61.7%、R 6 時点ではほぼ100%となる見込みなど、**H15年度（全体で3.7%）と比較すると大幅に進んでいる状況。**
- **決算規模ベースでは、R5決算統計時点で96.4%が企業会計適用済みとなっている（H15時点では34.7%）。**
※ R5決算統計時点で会計適用されていない事業数は1,103事業、決算規模ベースでは3.6%となっており、大部分は小規模事業体となっている。

<下水道事業の会計適用割合の推移（H15→R5）>



※ H15～R5は決算統計により作成。R6は会計適用取組状況調査により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）R6の会計適用割合には、会計適用に取組中の事業も含まれていることに留意が必要。
※ 「その他の下水道」：特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽

<下水道事業の会計適用状況の比較（H15↔R5）>

決算年度	事業数	法適用		決算規模 【億円】	法適用		決算年度	事業数	法適用		決算規模 【億円】	法適用	
		法適用	法非適用		法適用	法非適用			法適用	法非適用		法適用	法非適用
H15	4,956	185	4,771	69,878	24,236	45,643	R5	3,595	2,492	1,103	54,545	52,595	1,951
		3.7%	96.3%		34.7%	65.3%			69.3%	30.7%		96.4%	3.6%

※ 決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 決算規模の算出は次のとおり。・法適用事業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出 ・法非適用事業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

【参考】公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請

R6.1月
自治財政局長通知により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

新ロードマップ

期間を定めず適用推進

○ 簡易水道
○ 下水道(公共・流域)
＜人口3万人以上＞

移行

○ 簡易水道
○ 下水道(公共・流域)
＜人口3万人未満＞

できる限り移行

移行

移行

○ 下水道(集排・浄化槽)

〔適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について早急な適用を要請〕

○ その他の事業

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

できる限り移行

〔特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行検討〕

ロードマップ

【参考】下水道事業の会計適用の推移

○ 企業会計の適用について、R5決算統計時点で、事業数ベースで全体で69.3%、このうち公共下水道で84.8%、その他事業で61.7%となるなど、H15年度（全体で3.7%）と比較すると、企業会計適用が大幅に進んでいる状況。

○ 決算規模ベースでは、R5決算統計時点で96.4%が企業会計適用済みとなっている（H15時点では34.7%）

※ R5決算統計時点で会計適用されていない事業数は1,103事業、決算規模ベースでは3.6%となっており、大部分は小規模事業体となっている。

決算年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
下水道事業全体	4,956	4,343	3,699	3,709	3,705	3,687	3,635	3,637	3,625	3,633	3,640	3,639	3,639	3,639	3,631	3,628	3,617	3,606	3,596	3,600	3,595
法適要	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	538	591	640	733	825	963	1,258	2,092	2,111	2,186	2,492
法非適用	4,771	4,140	3,486	3,477	3,437	3,369	3,258	3,231	3,171	3,131	3,102	3,048	2,999	2,906	2,806	2,665	2,359	1,514	1,485	1,414	1,103
法適用割合	3.7%	4.7%	5.8%	6.3%	7.2%	8.6%	10.4%	11.2%	12.5%	13.8%	14.8%	16.2%	17.6%	20.1%	22.7%	26.5%	34.8%	58.0%	58.7%	60.7%	69.3%
うち公共下水道（狭義）	1,700	1,565	1,242	1,370	1,233	1,229	1,197	1,198	1,191	1,188	1,188	1,187	1,188	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,188	1,188	1,187
法適	105	113	116	128	137	159	174	189	208	226	238	265	291	332	376	431	567	906	913	933	1,007
法非適用	1,595	1,452	1,126	1,242	1,096	1,070	1,023	1,009	983	962	950	922	897	857	813	758	622	283	275	255	180
法適用割合	6.2%	7.2%	9.3%	9.3%	11.1%	12.9%	14.5%	15.8%	17.5%	19.0%	20.0%	22.3%	24.5%	27.9%	31.6%	36.2%	47.7%	76.2%	76.9%	78.5%	84.8%
うちその他下水道	3,256	2,778	2,457	2,339	2,472	2,458	2,438	2,439	2,434	2,445	2,452	2,452	2,451	2,450	2,442	2,439	2,428	2,417	2,408	2,412	2,408
法適	80	90	97	104	131	159	203	217	246	276	300	326	349	401	449	532	691	1,186	1,198	1,253	1,485
法非適用	3,176	2,688	2,360	2,235	2,341	2,299	2,235	2,222	2,188	2,169	2,152	2,126	2,102	2,049	1,993	1,907	1,737	1,231	1,210	1,159	923
法適用割合	2.5%	3.2%	3.9%	4.4%	5.3%	6.5%	8.3%	8.9%	10.1%	11.3%	12.2%	13.3%	14.2%	16.4%	18.4%	21.8%	28.5%	49.1%	49.8%	51.9%	61.7%

※ 決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）

※ 「その他の下水道」：特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽

下水道事業に係る地方財政措置の概要等

下水道事業における費用負担の考え方

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割（生活環境の改善や公共用水域の水質保全等）に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【独立採算の原則】

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）。

【雨水公費の原則】

- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。
 - ・このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費（使用料）が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費（使用料）のみではなく、一定の部分を公費により負担。
 - ・分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

※集落排水、合併処理浄化槽事業も同様の考え方で運用

下水道事業に係る主な地方財政措置

- 下水道事業においては、建設改良及び維持管理に係る経費についてそれぞれ繰出基準を定めている。
- 分流式下水道等に要する経費等の建設改良費に対して下水道事業債等が充当可能となっており、元利償還金に対する地財措置を講じているほか、高資本費対策に要する経費に対して投資補正を講じている。
- また、雨水処理等の維持管理費に対しては普通交付税の単位費用等により地財措置を講じている。

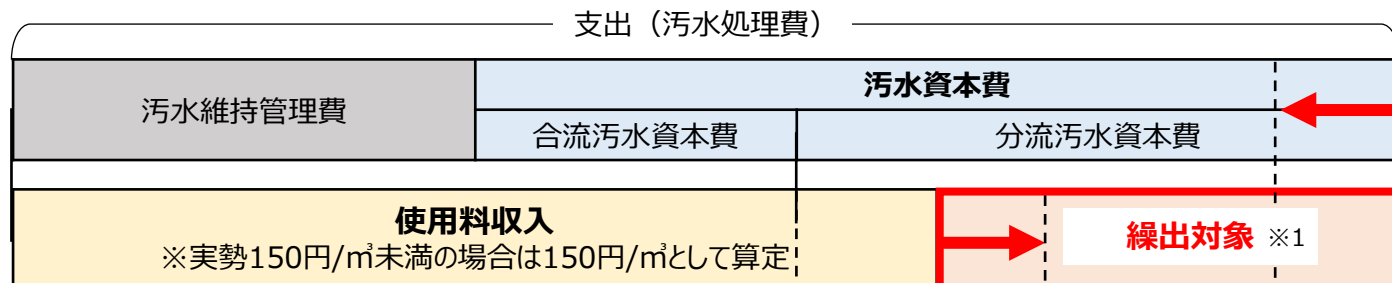
費用	繰出基準	繰出基準額	交付税措置等
建設改良費	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費（及び維持管理費）に相当する額	下水道事業債（通常分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 （合流式：42%、分流式：21%～49%）
	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	下水道事業債（通常分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割（21%～49%）
	高資本費対策に要する経費	資本費単価が全国平均を上回る部分に資本費単価の全国平均との差に応じて0.8～0.95を乗じて得た額に有収水量を乗じて得た額※使用料単価による割落とあり	繰出基準額の45%or9% ※供用開始24年まで：45%、25～29年：9%
	高度処理に要する経費	高度処理に要する資本費（及び維持管理費）に相当する額の一部 （1/2を基準とする）	実繰出額の7割 ※事業費×0.315の範囲内
	広域化・共同化に要する経費	・H30以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の55% ・広域化・共同化計画計画に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費の4割～8割（流域下水道接続分は5割～9割）	下水道事業債（広域化・共同化分） 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 ・H30以前分：55% ・R1以降分：28%～56% ・R4以降の流域接続分：35%～63%
	地方公営企業法の適用に要する経費	法適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	公営企業会計適用債 【充当率】100% 【措置率】公費負担相当の7割 ※下水道債（通常分）と同様
維持管理費	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する（資本費及び）維持管理費に相当する額	単位費用及び密度補正で措置 ※決算額等を踏まえて7割程度を算入
	不明水の処理に要する経費	不明水の処理に要する維持管理費に相当する額	
	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の50% ※一般行政事務の面と下水道事業活動の面との両面性を考慮	
	高度処理に要する経費	高度処理に要する（資本費及び）維持管理費に相当する額の一部 （50%を基準とする）※下水道事業における汚水処理の面と富栄養化防止等の一定の行政目的を達成する面との両面性を考慮	実繰出額×7割 ※事業費×0.315（繰出割合50%×算入率70% ×一般排水比率90%）の範囲内

※ 上記の他、建設改良費に係るものとして、「小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費」、「個別排水処理施設整備事業に要する経費」、「下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費」、「下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金に要する経費」等、維持管理費に係るものとして、「下水道に排除される下水の規制に要する経費」、「水質保全に資するために行う水質規制に関する事務に要する経費」がある。

分流式下水道及び高資本費対策に係る繰出基準について

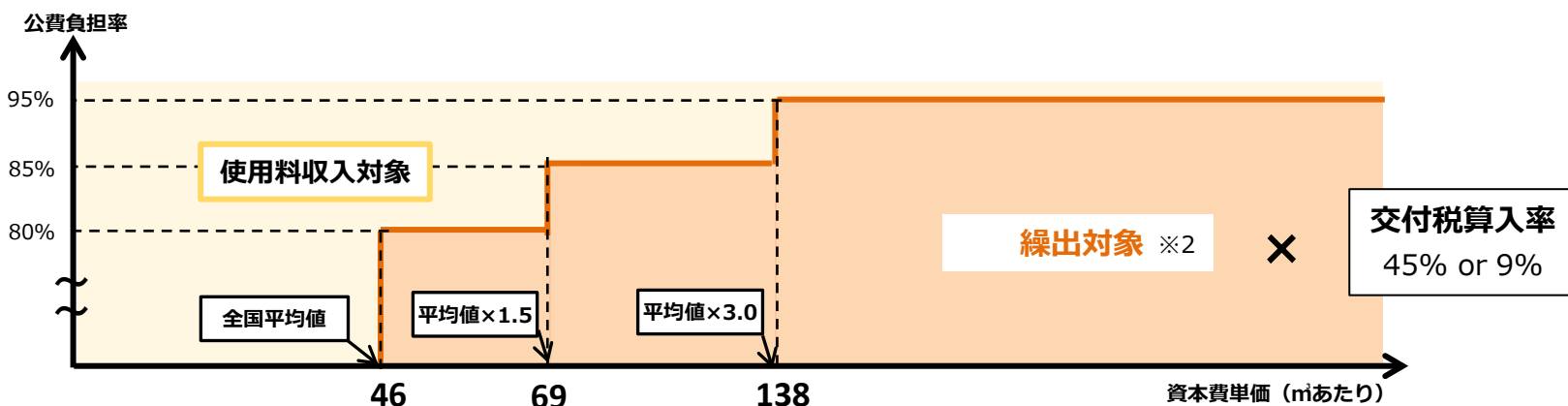
- 分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準については、分流式下水道の公的便益及び資本費格差の状況等に鑑み、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費に対して繰り出すこととなっている。
 - 高資本費対策に要する経費に係る繰出基準については、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている一定の事業に対して、資本費単価及び使用料単価の状況等に応じて繰り出すこととなっている。
- ※ 対象事業について、供用開始後30年程度で収支が均衡すること等を前提として「供用開始30年未満」の事業としているほか、「使用料単価150/㎡以上」、「経営戦略の策定」などの要件あり。

<現行繰出基準イメージ>



分流式の公共下水道（中略）に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

②高資本費対策



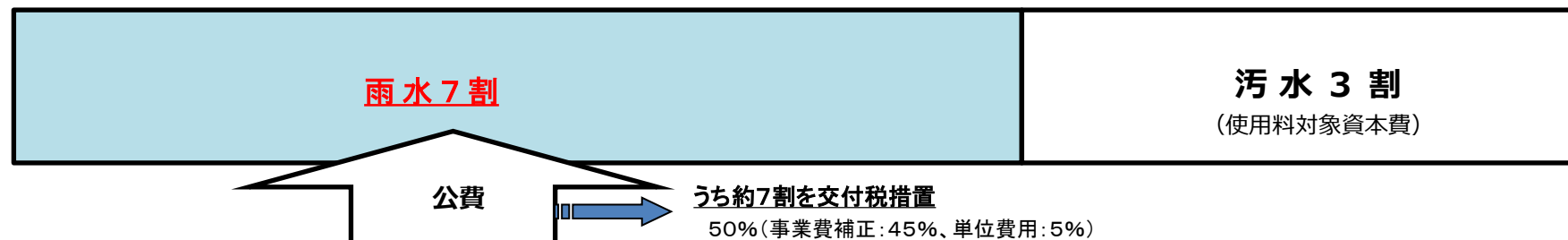
※1 分流式下水道等に要する経費に係る算定対象資本費について、高資本費対策や高度処理等に要する経費については控除して算出することとしている。

※2 使用料単価による割落としあり（①全国平均(137円)の1.5倍以上：1.0 ②全国平均の1.5倍～150円：0.73～1.0 使用料単価150円以下の場合：対象外）

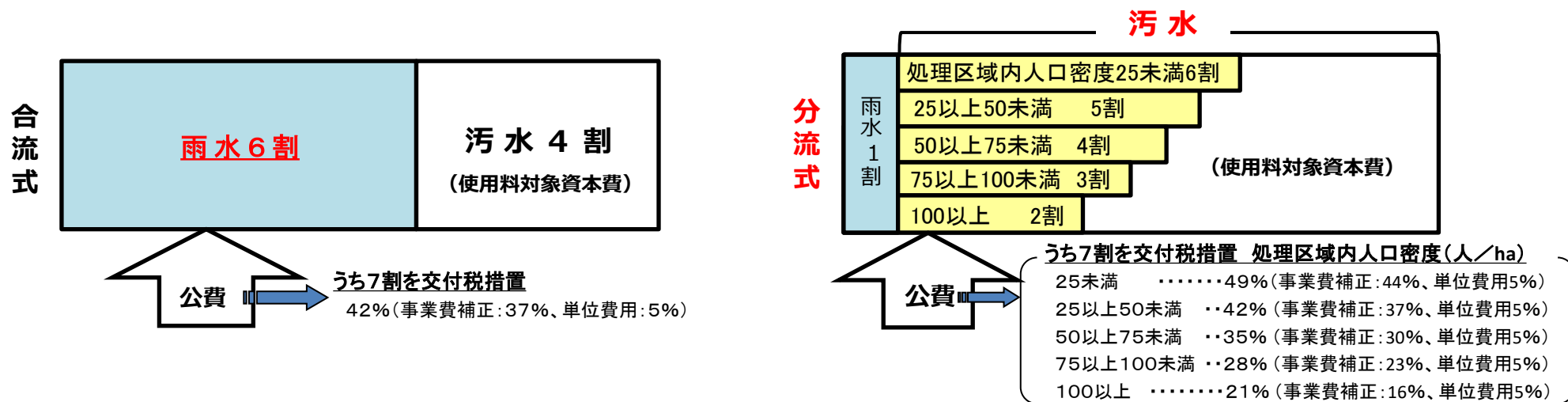
平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し(平成18年度)

- 下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置について、平成17年度までは雨水公費、汚水私費の原則から、資本費のうち雨水分相当(7割)に対して公費負担、その約7割に対して交付税措置を行っていた。
- 平成18年度以降、雨水公費、汚水私費を原則としつつ、公共用水域の保全等の観点から、分流式公共下水道に係る財政措置を創設し、処理区域内人口密度に応じて5～2割程度を措置している。

(～平成17年度まで) 公共下水道に対する財政措置



(平成18年度以降～) 公共下水道等に対する財政措置



※ 公共下水道以外(集落排水等)についても、資本費等の実態に鑑み交付税措置を行っている(事業費補正:44%、単位費用5%)。

【参考】分流式污水資本費と人口密度の相関について

【今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書（平成18年3月）】

第3章 今後の下水道財政の在り方

2 污水資本費に対する公費負担の必要性

分流式下水道については、雨水と污水の処理を完全に分けて行うことから公共用水域の水質保全への効果が高く、改善前の合流式下水道に比べて公的な便益がより大きく認められることから、**污水資本費の増嵩分に対しては公費負担とすべき**であると考ええる。なお、合流式整備による下水道については、当初の建設コストに加え公共用水域の水質保全のため合流改善事業の実施が必要となるが、その経費は雨水に要する経費として公費負担の対象となっていることにも留意する必要がある。

分流式下水道の污水資本費の実態をより詳細に分析するため、污水資本費単価といくつかの指標の相関関係について分析を行ったが、**そのうち処理区域内人口密度（以下「人口密度」という。）については、人口密度が高くなるにつれ污水資本費単価が低くなり、人口密度が低いほど污水資本費単価が高いという比較的明らかな相関関係が見られた**。このことから、污水資本費に対する財政措置の検討に当たっては、**人口密度に応じた污水資本費単価の格差に着目していくことが適当**と考えられる。

（中略）

3 今後の財政措置の在り方

これまでの議論を踏まえ、下水道事業に係る今後の財政措置については、次のような見直しを行うことが適当である。

- ① 「雨水公費・污水私費の原則」を維持しつつ、雨水に要する経費については、地方財政計画上の推定値である資本費の7割と実態の雨水比率との乖離をなくすべく、地方財政計画計上額の基礎となる雨水比率を変更する。その場合には、合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の雨水比率に大きな格差があることに着目し、より実態に即したものとする。
- ② 合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の污水資本費に大きな格差があること及び分流式下水道は公共用水域の水質保全への効果が高く公的な便益がより大きく認められることを踏まえ、分流式下水道について、污水資本費の増嵩分に対する一般会計からの繰り出しを行う繰出基準の創設及び地方財政計画への所要額の計上を検討する。
その場合、繰出基準の創設にあたっては各団体において**一般会計から安易な繰り出しが行われることのないよう配慮**するとともに、地方財政計画への所要額の計上及び地方交付税措置の検討にあたっては、**処理区域内人口密度と污水資本費との相関関係を加味した合理性の高い制度とする**とともに、污水資本費への使用料回収を適切に行っていくことを前提とした水準を検討する。
- ③ 自然条件や地理的条件など各事業の個別事情によって使用料の対象となる污水資本費が著しく高くなる事業に対しては、これまでの高資本費対策の内容を一層合理的なものとなるよう見直しを行った上で財政措置を継続する。
- ④ 特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設など小規模で経費回収率が著しく低い事業については、実情を踏まえた適切な取り扱いを検討する。

なお財政措置の見直しにあたっては、**各団体の財政運営及び下水道事業の経営に支障が生じることのないよう、十分に配慮することが必要**である。また、新しい財政措置のもとにおいても、**経費節減や使用料の適正化などの地方公共団体の更なる経営努力が促されるよう努めるべき**である。

【参考】高資本費対策の概要

建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、高資本費対策として資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じている。

1. 対象要件

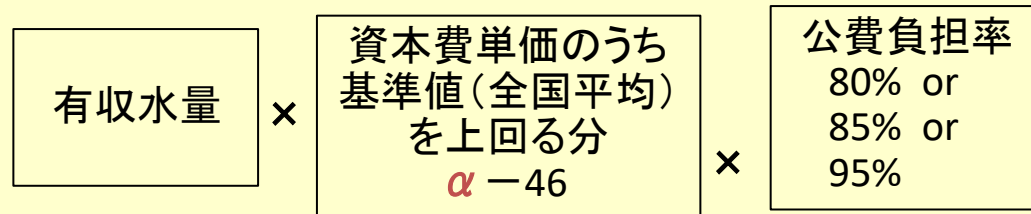
供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすもの

【資本費単価(α)】 基準値＝全国平均(46円/m³(R5決算値))以上 ※分流式下水道等に係る公費負担額等を控除した後の資本費単価

【使用料単価(β)】 150円/m³(月3,000円/20m³)以上

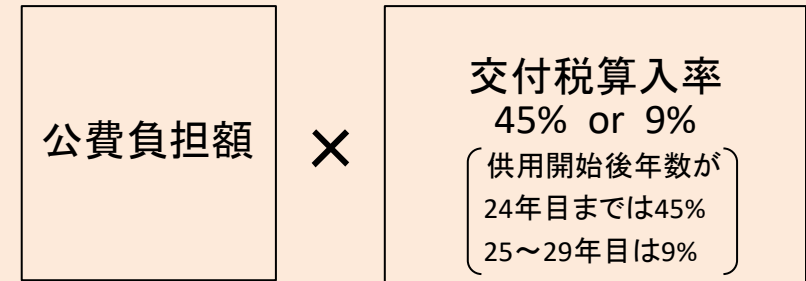
【その他要件】 経営戦略の策定、公営企業会計の適用(公共下水道及び特定環境保全公共下水道の場合)

2. 公費負担額(繰出基準額)

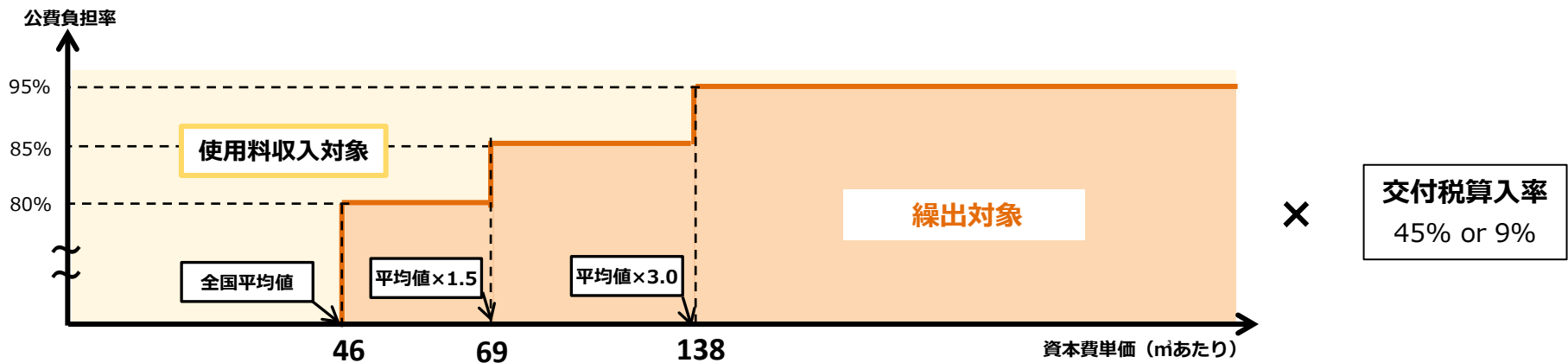


※ 使用料単価による割落としあり (①全国平均(137円)の1.5倍以上: 1.0 ②全国平均の1.5倍～150円: 0.73～1.0 使用料単価150円以下の場合: 対象外)

3. 交付税措置額

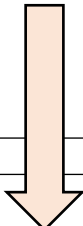
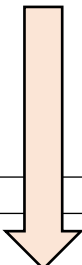
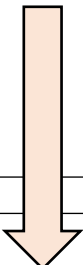


【参考】財政措置のイメージ



高資本費対策の見直しに係る主な変遷

- 高資本費対策については、昭和61年度、処理原価が全国レベルよりも高額な団体が存在している状況等に鑑み、基準単価を上回る事業を対象として、供用開始年度ごとに一律の単価を用いて措置を講じる制度として創設された。
- その後、資本費単価に基づく措置への見直し、整備途上事業等への措置の重点化の観点から収支モデルを踏まえた対象事業の見直し(H17)、汚水公費の創設に伴う資本費単価に応じて高い措置率とする見直し(H18)等が行われた。

年度	対象事業	資本費単価	使用料単価	その他	交付税措置																												
S61 (創設)	供用開始 6 年～15年までの公共下水道事業	供用開始年度ごとに求めた全国平均を上回る事業を対象 <table><tr><td>供用開始年度</td><td>資本費単価</td></tr><tr><td>昭和50年度</td><td>84</td></tr><tr><td>昭和51年度</td><td>101</td></tr><tr><td>昭和52年度</td><td>119</td></tr><tr><td>昭和53年度</td><td>138</td></tr><tr><td>...</td><td>...</td></tr></table>	供用開始年度	資本費単価	昭和50年度	84	昭和51年度	101	昭和52年度	119	昭和53年度	138	...	...		・処理原価が全国平均以上（～H4） ・経営健全化のために十分な努力をしている事業（経営安定化計画の策定）	単価×有収水量による措置 <table><tr><td>供用開始年度</td><td>交付税単価</td></tr><tr><td>昭和50～52年度</td><td>20円/千㎡</td></tr><tr><td>昭和53～56年度</td><td>40円/千㎡</td></tr><tr><td>昭和57～59年度</td><td>60円/千㎡</td></tr></table>	供用開始年度	交付税単価	昭和50～52年度	20円/千㎡	昭和53～56年度	40円/千㎡	昭和57～59年度	60円/千㎡								
供用開始年度	資本費単価																																
昭和50年度	84																																
昭和51年度	101																																
昭和52年度	119																																
昭和53年度	138																																
...	...																																
供用開始年度	交付税単価																																
昭和50～52年度	20円/千㎡																																
昭和53～56年度	40円/千㎡																																
昭和57～59年度	60円/千㎡																																
H元					・資本費単価が全国平均の資本費単価を超える部分に掛かる繰出額の60%を措置する方法に変更																												
H2	供用開始から25年までの公共下水道事業	・供用開始によらず、法適・非適ごとに全国平均の1.5倍以上 <table><tr><td>区分</td><td>資本費単価</td><td>全国平均</td></tr><tr><td>法適用事業</td><td>112</td><td>←1.5倍</td></tr><tr><td>法非適用事業</td><td>142</td><td>←1.5倍</td></tr></table> ・対象資本費が低いほど、高措置率になるよう乗率を設定 <table><tr><td colspan="2">法適用事業</td><td colspan="2">法非適用事業</td></tr><tr><td>資本費単価</td><td>乗率</td><td>資本費単価</td><td>乗率</td></tr><tr><td>～336</td><td>1.0</td><td>～426</td><td>1.0</td></tr><tr><td>336超～560</td><td>0.75</td><td>426超～710</td><td>0.75</td></tr><tr><td>560超～</td><td>0.5</td><td>710超～</td><td>0.5</td></tr></table>	区分	資本費単価	全国平均	法適用事業	112	←1.5倍	法非適用事業	142	←1.5倍	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	～336	1.0	～426	1.0	336超～560	0.75	426超～710	0.75	560超～	0.5	710超～	0.5	・全国平均を基準とし、使用料単価に基づいて、資本費単価に一定の調整率を乗じる	
区分	資本費単価	全国平均																															
法適用事業	112	←1.5倍																															
法非適用事業	142	←1.5倍																															
法適用事業		法非適用事業																															
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																														
～336	1.0	～426	1.0																														
336超～560	0.75	426超～710	0.75																														
560超～	0.5	710超～	0.5																														
H11	供用開始から25年までの下水道事業（特公及び流域を除く。以下同じ）																																
H15	供用開始6年～25年までの下水道事業				・45%措置																												
H16	供用開始 6 年以降の下水道事業				・6～25年：45%措置 ・26年目以降：9%措置																												
H17	供用開始6年～30年までの下水道事業		・使用料適正化の観点から、150円をメルクマールとし、150円未満の場合は割落としを拡大（H20以降、150円未満は対象外）		・6～25年：45%措置 ・26年目以降30年目まで：9%措置																												
H18	供用開始から30年までの下水道事業 	・汚水公費の創設に伴い公費負担分控除後を対象として、対象資本費が高いほど、高措置率となるよう乗率を設定 <table><tr><td colspan="2">法適用事業</td><td colspan="2">法非適用事業</td></tr><tr><td>資本費単価</td><td>乗率</td><td>資本費単価</td><td>乗率</td></tr><tr><td>45以上67未満</td><td>0.8</td><td>45以上67未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>67以上135未満</td><td>0.85</td><td>67以上270未満</td><td>0.85</td></tr><tr><td>135以上</td><td>0.95</td><td>270以上</td><td>0.95</td></tr></table> 	法適用事業		法非適用事業		資本費単価	乗率	資本費単価	乗率	45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8	67以上135未満	0.85	67以上270未満	0.85	135以上	0.95	270以上	0.95											
法適用事業		法非適用事業																															
資本費単価	乗率	資本費単価	乗率																														
45以上67未満	0.8	45以上67未満	0.8																														
67以上135未満	0.85	67以上270未満	0.85																														
135以上	0.95	270以上	0.95																														
H29				・経営戦略の策定を要件に追加																													
R3				・地方公営企業法の適用要件追加（人口3万人以上の市町村）																													

※ 上記のほか、R3、5に事業統合を行った下水道に係る激変緩和措置の創設・拡充、R8に「人口3万人未満の市町村に係る地方公営企業法の適用」、「経営戦略の改定」を要件に追加することとしている。

【参考】繰出基準等に係る団体要望

○日本下水道協会・令和6年度提言事項に係る意見交換会議(R6.4.26)

地方公営企業繰出金における分流式下水道等に要する経費の繰出基準は「分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされています。

繰出基準額の算定方法については、総務省より算定表が示されていますが、これにより基準額を求めると、事業収入が増えた場合や事業支出が減った場合には基準額が減少する仕組みとなっています。

この算定方法では、使用料改定や経費節減などにより経営改善を図っても、見合いの繰出基準額が減少しインセンティブが働かず、留保資金が一向に増えない制度設計になっており、施設等の更新時には一般会計や使用者の負担が増してしまうことになります。

こうしたことから、経営努力が反映される算定方法に見直されるよう要望するものです。

○日本下水道協会・令和8年度下水道関係予算の確保等に向けた提言(R7.6.27)

8. 地方財政措置による支援の充実について

○高資本費対策に要する繰出基準の緩和及び要件の見直し等

- ・ 高資本費対策に要する繰出基準及び交付税措置の要件緩和(「供用開始後 30 年未満」の期限延長または適用期間の撤廃等)を要望する。

【参考】高資本費対策に係る創設経緯等

【下水道財政制度研究委員会報告書（昭和61年3月）】

2 高資本費対策について

(1) 現状と問題点

供用開始直後の高額な処理原価については、前述の「資本費平準化債」により対処するとしても、供用開始後ある程度の期間が経過してもなお、地理的条件等により、依然として処理原価が全国レベルよりも高額な団体が存在する。このような団体は前述の「資本費平準化債」が認められる期間を経過してもなお、処理原価が高額なまま推移することとなる。

処理原価が高い団体でも、本来、それに見合った料金を設定すべきであるが、このような団体については、処理原価が徴収可能な使用料水準をかなり上回っているため、処理原価をベースに使用料を設定することが著しく困難となっている。

(2) 高資本費対策の創設

以上のような問題をふまえると、使用料として徴収可能な水準まで処理原価を引き下げるとともに、引下げ後の処理原価を目標に使用料の段階的な引上げを促すことが必要であると考えられる。

高処理原価の原因は、主として資本費によるものと考えられることから、これら資本費の高い団体について、処理原価を使用料の徴収が可能となる程度にまで引き下げするため、資本費が一定水準を超える部分について、一定期間に限り一般会計の繰出しを認める措置を検討すべきである。

【下水道財政のあり方に関する研究会報告書（令和2年11月）】

3 高資本費対策

(2) 対象年限の要件について

上述のとおり、対象年限(上限)に係る要件は、平成17年の制度改正の際に、供用開始後30年程度で資本費の低下や使用料収入の増加により収支が均衡するという収支モデルをベースとして設定されたものである。

当該収支モデルでは、資本費平準化債を適用しないことや計画処理人口を一定(1万人)のまま据え置くことを前提としている。しかしながら、現状としては、資本費平準化債の活用が進んでいることや我が国が既に人口減少時代に突入していること、周辺部等の条件不利地域への下水道の普及、個別団体によっては本格的な下水道整備が供用開始前後から大きく遅れるケースもある等、様々な事情の変化が生じている。制度設計の前提に相違して、供用開始後30年経過後も資本費が高止まりし、収支モデルにおける供用開始後30年前後での収支均衡が成立しなくなっているケースも存在するものと考えられる。

(中略)

ナショナルミニマムとしての下水道サービスを安定的に供給するために、地理的条件の違いや人口減少の影響等地域格差が生じる要因について分析を行った上で、高資本費対策を料金格差是正策として充実するというあり方も考えられるのではないかと考えられる。

上記の点を踏まえると、高資本費対策における対象年限要件の見直しは必要と考えられるが、その際には単に年限延長のみを検討するのではなく、制度自体の考え方を改めて整理する等、高資本費のあり方についての更なる抜本的な検討が必要と考えられる。

【参考】高資本費対策のベースとなる下水道財政モデル（平成元年3月）

【使用料の標準モデル】

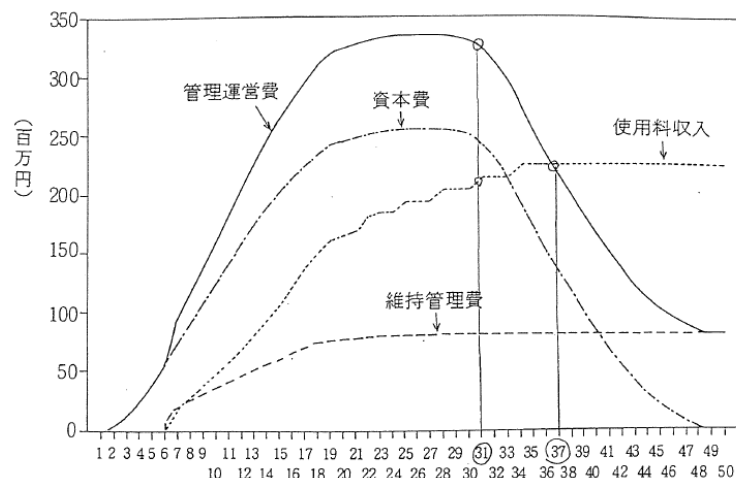
下水道財政のあり方に関する
研究会資料(R1.9.12)

（前提）

- 地方公共団体の下水道事業について下記のケース毎に基本的条件（計画処理人口、計画処理面積、日平均処理水量、日最大処理水量、ポンプ場の箇所数、時間最大揚水量、全体建設事業期間）を設定し、標準的な建設計画に基づいて事業を実施した場合の建設事業費、管理運営費（施設の改築・更新等に要する経費は見込まず、また資本費平準化債及び高資本費対策を適用しないと仮定。）
- 使用料については、供用開始当初の使用料単価を水道料金並みに120円／ m^3 （昭和62年公共下水道事業の使用料単価の全国平均は88.3円／ m^3 ）として、単年度収支が均衡するまで3年に1回5%ずつ使用料単価を改定すると仮定し、推計。

	計画処理人口5千人	計画処理人口1万人	計画処理人口3万人	計画処理人口5万人
建設事業費	28億円	63億円	124億円	250億円
経営分析	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字（16年度目にピーク→△0.8億円）であり、37年度目における使用料単価は186.2円／ m^3 である。	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字（15年度目にピーク→△1.6億円）であり、37年度目における使用料単価は186.2円／ m^3 である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字（15年度目にピーク→△2.1億円）であり、31年度目における使用料単価は177.3円／ m^3 である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字（15年度目にピーク→△3.4億円）であり、31年度目における使用料単価は168.9円／ m^3 である。

【長期収支推計（計画処理人口1万人）】



（前提）

- ・計画処理人口1万人
- ・建設開始後7年目に供用開始
- ・使用料単価120円／ m^3 （上水道料金の全国平均なみ）で当初設定し、その後単年度収支が均衡するまで3年に1回5%の改定を行う。

→供用開始後31年目で均衡

（建設開始後経過年度）